

# 美濃加茂市パブリックコメント手続要綱（案）に関する提出された意見・意見に対する市の考え方

内容	提出された意見	意見に対する市の考え方（回答）	（案）への反映
制度	<p>パブリックコメントについては、すでに県内の他の市でも実施されており、やっと美濃加茂市も・・・という思いでいる。他の市の状況を見ると意見の提出件数は少ないようだが、市民が市政に関わっていくという点では、なくてはならないものだと思う。要綱の中味について専門的なことはわからないが、とりあえず現在、市が計画していることについてどんどん公にして、市民から意見を聞くという姿勢が必要。</p>	<p>パブリックコメント手続は、市の政策形成の過程における公正性や透明性を向上させ、市民の市政への積極的な参画と開かれた市政を推進することを目的としています。つまり、市が政策などを決定するにあたり、案の段階で公表し、案に対しての意見を求め、提出された意見を十分考慮しながら政策を決定していく「市民参画」のための制度です。この制度を導入していくにあたり、多くの市民の皆さんからご意見が提出していただけるよう、制度の周知を図っていきたいと考えています。</p>	
	<p>資料を見ると、市が一方的にある事柄について市民に意見を聞くというふうに見えるが、それ以外でも市民から「この件についてパブリックコメントをやってほしい」というような逆提案はできないのか。</p>	<p>パブリックコメントを行う事案については、要綱（案）の第3条で                      ①市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃                      ②市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃                      ③市の基本的な政策等を定める計画の策定又は改定                      ④市民生活又は事業活動に影響を及ぼす事項の策定又は改廃                      ⑤上記以外で市が必要と認めるもの                      について行うこととしています。逆提案については、提案いただいた事案が既の実施されているものや、議会で議決されている場合など、時期的・制度的な問題等からパブリックコメントを行うことが適当でない場合もあることから、最終的な実施の可否の判断は市が行うものとしします。</p>	
名称	<p>「パブリックコメント」という言葉がピンとこない。括弧書きで「市民意見公募」とあるが、そちらをメインにしてパブリックコメントを括弧書きにした方がわかりやすいのではないか。</p>	<p>「パブリックコメント」という名称は、国及び地方自治体または、新聞等マスコミ関係でも広く使用されている名称であり、一般に認知されているものと考えられますので、原案のとおり「美濃加茂市パブリックコメント手続要綱」といたします。</p>	

内容	提出された意見	意見に対する市の考え方（回答）	（案）への反映
定義	要綱の第2条に市民等の定義があるが、この市民等の中に住民票をおいていない人、たとえばフリーターのように市外でアルバイトをしている人も市民等に含まれるのか。	質問の住民票をおいていない人が実際に市内居住者である場合は、いうまでもなく市内在住者に含まれます。	
対象	第3条に「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃」とあるが、具体的にはどのようなものか。	「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、広く市民等に適用され、市民等の権利義務や市民生活に影響を与えるものをいい、具体的には「美濃加茂市ポイ捨て等防止条例」「美濃加茂市市営墓地の設置及び管理に関する条例」などがあります。	
意見の取り扱い	意見募集について、市民から出された意見は、採用する・しないの関係なくすべて公表して、それに対する市の回答も必ずするようにしてほしい。出された意見が知らぬ間に闇に葬り去られてしまうことのないようにしてほしい。	提出された意見をすべて取り入れるということではなく、提出された意見を十分参考にして、政策等を決定していきます。提出された意見については、採用する・しないに関わらず、すべて市の考え方（回答）を付して公表します。	
	意見を出した場合、その意見を政策に反映するとのことだが、反映されない場合もあるのか。その場合、反映されなかった理由は公表されるのか。		
	第7条に「実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の案について意思決定を行うものとする」とあるが、議会の議決が必要な場合もあるのではないかと。パブリックコメントをやれば議会にかけなくても良いのか。	地方自治法第96条第1項に「条例を設け又は改廃すること」について、地方公共団体の議会は議決しなければならないことが定められています。従って、パブリックコメントを実施した案件であっても「条例の制定や改廃」については、議会で議決されなければなりません。	
その他	条文全体の「又は」は「または」の方が良いのではないかと。	法令等における漢字の使用については、内閣法制局により統一的な字句の使用が定められています。その中で、「または」については「又は」と表記することとなっているため、この要綱（案）の中では「又は」に統一しています。ただし、法令等以外の広報紙やホームページ等においては、わかりやすい表記をしています。	